

意見書

東経企営第12-0179号
平成25年2月27日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 東日本電信電話株式会社

公正競争レビュー検証結果案に対する意見

今回の検証結果(案)では、当社に対する電気通信事業法等の法令や各種ガイドラインの遵守状況、及び改正事業法に基づく措置事項については、当社に報告を求め等して、厳格な検証を行ったうえで、「直ちに追加の措置が必要とは認められない」との判断が示される一方で、当社が情報通信市場の市場環境・競争環境の変化や実態を踏まえ指摘・問題提起している点に関しては、具体的かつ十分な検証が行われていません。

公正競争レビュー制度の目的がブロードバンドの普及促進にあることからすれば、別添の当社意見を踏まえ、以下のような点についても、実態等を深掘りした検証を実施していただくとともに、時代にそぐわない規制は撤廃又は緩和していただきたいと考えます。

■ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

- ・ 「ICT利活用の促進に関する検証」に関して、政府が主体となったICT利活用の促進策(予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例を紹介するだけでなく、その取組みが情報通信市場やICT利活用促進に与えた影響・効果についても定量的な分析を行っていただきたいと考えます。また、通信事業者や通信事業者以外の端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たしICT利活用促進に貢献したのかといった点について、利用者側の視点も踏まえ、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。
- ・ 急速に進みつつある固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の検証や、そのFMC市場が個々のサービス市場に与える影響、さらには上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に及ぼす影響についても、現在の市場環境を捉えた検証を行う必要があると考えます。

■指定電気通信設備制度に関する検証

- ・ 例えば、「NGN等に係るアンバンドル機能に関する検証」について、検証結果(案)においては、従前からの考え方と同様、「他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること」、「NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定されること」といった想定上の理由だけで、「引き続きアンバンドルの対象とすることが適当」とされています。

しかしながら、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、その結果、NGNに係る收容局接続機能等については、機能の提供開始以降、他事業者による利用実績はありません。

こうした実態を踏まえれば、当社のNGN等に対して、全事業者に課せられている接続義務に加えて、指定電気通信設備規制まで課す必要はないと考えます。

このように、指定電気通信設備やアンバンドル機能の対象に関する検証にあたっては、従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、より実態等を反映した検証を行っていただきたいと考えます。

- ・ 昨年7月に制定された「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」において、「双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当」といった指針が示されたにもかかわらず、依然として、接続事業者は、経営情報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけず、協議が難航している事例が生じております。

総務省殿におかれましては、まず、接続事業者が設定する接続料の実態を調査・把握した上で、速やかに、当該事業者がガイドラインを遵守するよう指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、抜本的な是正を行っていただきたいと考えます。

■ 禁止行為に関する検証

- ・ 現在NTTグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社または特定事業者のFTTHサービスやCATVインターネットサービスを組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中で禁止行為規制によってNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。

したがって、お客様利便を向上する観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

(別添)

意見

- ・情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。
- ・移動通信市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、さらに、WiMAXやLTEは平成24年9月末時点で約1,130万契約となっています。加えて、KDDI殿、ソフトバンクモバイル殿が平成24年9月からiPhone5の販売開始と同時にLTEを提供開始しており、今後、訴求力のあるデバイスを梃子に更にLTEサービスが拡大し、超高速ブロードバンド市場においてもモバイルが固定を凌駕していくことも想定されます。
- ・また、平成24年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は、約10%(平成22年度)から約40%(平成23年度)に急増し、その結果、平成23年度のスマートフォンの販売台数は約2,500万台を超えております。
- ・このスマートフォンの利用者は、自宅ではWiFi+固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3GやLTEで利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。また、携帯事業者も、移動通信のオフロード対策として固定ブロードバンド回線や公衆無線LANを活用するようになっていきます。
- ・こうしたスマートフォンの普及拡大を背景に、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のFTTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は既に285万を突破しています(平成25年1月28日KDDI殿決算発表より)。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきています。
- ・加えて、ジュピターテレコム殿はジャパンケーブルネット殿との経営統合が予定され、それにより、国内CATV市場の50%超のシェアを有する会社が誕生する見込みとなっており、放送サービスのシェアを背景に超高速ブロードバンド市場における優位性を強めていくことも想定されます。
- ・さらには、GoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信の垂直統合による一体的なサービス提供が進展し、また、アプリケーション市場単独でもSkypeやLINE等、従来の通信サービスの代替となるアプリケーションのユーザが全世界で約8億に達しており、情報通信市場においてサービスやプレイヤーのグローバル化や多様化が急速に進んでいます。
- ・また、ジュピターテレコム殿が放送・通信サービスと電力をセットでの提供を開始しており、情報通信市場の枠組みを越えた新たなサービス連携も創出されています。
- ・このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフト等により、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、サービスの裾野が情報通信市場以外の市場にまで広がり、国内の通信事業者だけでなく、

意見

海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。

・こうした状況にありながら、これまでの競争セーフガードや接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえずに、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課していますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねているとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害になると考えます。

・公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンドの普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると考えます。

・したがって、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行っていただく必要があると考えており、具体的には、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた検証を行うのではなく、固定通信を代替するWiMAXや公衆無線LAN等を含めたブロードバンドサービス市場全体の検証や、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の検証、FMC市場が個々の市場に与える影響、さらには、上位レイヤやCATV市場で市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響について検証を行う等、現在の市場環境を捉えた検証を行う必要があるものと考えます。

・加えて、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、改正事業法によるさらなる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じていることから、公正競争上の問題は特段生じていないものと考えます。上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。

・また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は100%、超高速ブロードバンドの世帯カバー率でも97%（総務省推計。平成24年3月末）に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成24年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本におけるICT利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談、光フレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野におけるICT利活用の促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取り組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。

意見

・今回の検証結果案においては、政府が主体となったICT利活用の促進策(予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例が紹介されていますが、政府の取組みを紹介するだけでなく、その取組みがICT利活用促進にどれだけ効果があったのか分析・評価するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、利用者側の視点も踏まえ、より掘り下げた分析・評価を行う必要があると考えます。

検証項目			意見
NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>イ 指定の対象に関する検証</p> <p>【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 <p>しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。</p> <p>現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されています。</p> <p>また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成24年9月末時点では約3,000万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成24年9月末時点で約1,500万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,800万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。</p> <p>こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>【NGN、地域IP網及びひかり電話】</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、</p>

検証項目			意見
			<p>また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。 <p>中継ダークファイバの提供実績:</p> <p>164事業者、3,408区間、約5.0万芯(平成20年3月末) ⇒152事業者、3,832区間、約7.3万芯(平成24年9月末)</p> <p>局舎コロケーションの提供実績:</p> <p>100事業者、1,900ビル、約3.5万架(平成20年3月末) ⇒96事業者、2,052ビル、約4.5万架(平成24年3月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。 <p>(2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(平成24年9月末)は58.1%、特に首都圏では51.5%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。 ・FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、KDDI殿の本格展開に伴い、四半期別の純増数で見ると、当社のシェアは平成23年度第3四半期では77.1%であったのに対し、直近の平成24年度第2四半期では35.7%まで低下しています。さらに、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は約10.6%となっております。 ・冒頭で述べたとおり、WiMAXやLTEが商用化され、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきていることや、スマートフォン等の高度な機能を有する端末の普及に伴い、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることを踏まえると、移動系を含めたブロードバンド市場全体の中

検証項目			意見
			<p>の1つのネットワークとして当社のIP通信網(NGNを含む)を捉えることが適当であり、当該市場におけるNTT東西のシェア(平成24年9月末)は10.2%に過ぎません。</p> <p>(3)加入者光ファイバについて、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。</p> <p>・「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、 「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」 「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」 といった意見が提出されております。</p> <p>なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由については、以下のとおり、合理性はないと考えます。</p> <p>《NGNの検証結果》</p> <p>昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、当社のNGNIについて、</p> <p>①NGNIはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、</p> <p>②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNIはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、</p> <p>③今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNIにおいて、多様な事業者が、競争的なサービス</p>

検証項目			意見
			<p>や多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっていること、</p> <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェアについていえば、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。 ・また、シェアの見方についていえば、 <ul style="list-style-type: none"> －固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(平成24年9月末)は58.1%、特に首都圏では51.5%と熾烈な競争が展開されていること。 －FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、四半期別の純増数で見ると、当社のシェアは平成24年度第2四半期では35.7%まで低下していること。さらに、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は10.6%となっていること。 －移動系を含めたブロードバンド市場全体におけるNTT東西のシェア(平成24年年9月末)は10.2%に過ぎないこと。 ・FVNOやFNOIにとっての不可欠性という観点についていえば、それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 <p>また、現に一般中継局ルータ等での接続は利用されておらず、仮に、今後、PSTNマイグレーションに向けてIP網同士の直接接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社のNGNは「他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有している」「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定される」とされていることについていえば、IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。

検証項目			意見
			<p>加えて、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いることも踏まえれば、当社のIP通信網(NGNを含む)は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎず、当社のNGNは必ずしもPSTNの移行先の基幹的なコア網となるわけではないこと。</p> <p>・アクセスとネットワークの一体性についていえば、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。</p> <p>《地域IP網の検証結果》</p> <p>昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、地域IP網について、</p> <p>・現時点においてもNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、</p> <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <p>・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、ISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。</p> <p>・また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。</p> <p>《ひかり電話網の検証結果》</p> <p>昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ひかり電話網について、</p> <p>①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、</p> <p>②OABJ-IP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけ</p>

検証項目			意見
			<p>るシェアは平成23年6月時点で66.5%(番号ベース)であること、から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OABJ-IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のOABJ-IP電話シェアは42.0%(東西計:平成24年9月末)に過ぎないこと。 <p>また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは8.4%であり、ソフトバンクモバイル殿が3,000万契約を超えている中で、ひかり電話は1,440万番号(東西計:平成24年9月末)に過ぎないこと。 <p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した平成13年当初から他事業者による自前敷設が可能としており、平成15年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、84.9%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。</p> <p>自前局内光ファイバの割合:84.9%(局内光ファイバ総数491千芯のうち他事業者の自前局内光ファイバ417千芯(平成24年9月末)の割合)</p>

検証項目			意見
			<p>なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないとされています。</p> <p>しかしながら、当社の加入者光ファイバは、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はないことに加え、現に、他事業者はオープン化された当社の加入者光ファイバや自ら敷設したアクセス回線と、自ら設置したルータ等の局内装置を組み合わせて独自のIP通信網を構築しております。</p> <p>また、当社のIP通信網も、オープン化された加入者光ファイバと局内装置を組み合わせて構築しているに過ぎず、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切り離されていることから、上記の理由については、合理性はないと考えます。</p> <p>【イーサネット系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、19.2%(平成24年3月末)であり、競争は十分に進展していること。</p> <p>(2)また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p> <p>なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、</p> <p>①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、</p> <p>②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部</p>

検証項目			意見
			<p>の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、</p> <p>から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。 <p>【加入者光ファイバの非指定設備化】</p> <p>現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線路敷設基盤は既に開放済みであり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。 ・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。 ・「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異な

検証項目			意見
			<p>り、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 ・加入者光ファイバについては、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。 <p>なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、メタル回線と光ファイバ回線は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、 ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、 ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、 <p>から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 ・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 <p>また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。</p> <p>現に、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成24年</p>

検証項目			意見
			<p>年9月末時点では約3,000万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成24年9月末時点で約1,500万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,800万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。</p> <p>こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズがあること踏まえれば、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して指定電気通信設備とする理由にはならないと考えます。</p> <p>【FTTHサービスの屋内配線】</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされ、平成22年3月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>(1)屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>(2)現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>(3)また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p> <p>【WDM装置】</p> <p>WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継タークファイバ等と組み合わせ、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から</p>

検証項目	意見
	<p>除外すべきであると考えます。</p> <p>【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</p> <p>現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。</p> <p>しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされており、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。</p> <p>このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(平成19年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。</p> <p>加えて、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされており、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p> <p>また、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体</p>

検証項目			意見
			<p>的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社（利用部門）と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されおり、こうしたご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p>

検証項目		意見
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、機能の提供開始以降、実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・イーサネットフレーム伝送機能 <p>なお、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(平成23年12月20日)では、アンバンドルについて、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三つの要件の考え方が整理されたところですが、それぞれについて、以下の観点を踏まえた上で、アンバンドル要否の判断をする必要があると考えます。</p> <p>①「具体的な要望があること」については、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。</p> <p>②「技術的に可能であること」については、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社のNGNの「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともそのような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。</p> <p>③「過度に経済的な負担がないことに留意」については、過度に経済的な負担がかからないことは当然のこととして、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等については、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものであると考えます。</p> <p>いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境等を総合的に勘案したうえで、個別に検討・判断すべきと考えます。</p>

検証項目	意見
	<p>また、ひかり電話網と他事業者網との接続は、独立したネットワーク同士の接続であり、互いに接続料を支払う関係にあることから、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはバランスを失っており、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>仮に、当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、現在、当社よりも高い接続料を設定する事業者に対し、算定根拠の開示を求めているものの、一切情報が開示されない状況にあることから、平成24年7月27日に示された、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に示されている通り、当社より求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示をすべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合、当該事業者は当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。</p> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOABJ-IP電話サービスの実現方式については、情報通信審議会答申(平成24年9月27日)において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、OABJ番号の使用を認めることが適当とされたところですが、当該サービスは、現行のOABJ-IP電話の通信品質基準が確保されておらず、緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼすこととなります。</p> <p>また、ユニバーサルサービスの在り方等、以下のような競争政策上の問題も孕んでいるにもかかわらず、こうした観点からの議論は一切なされておりません。</p> <p>(1)ユニバーサルサービスの在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回のソフトバンク殿の提案は、当社のフレッツ光(ブロードバンドサービス)上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」を低廉な料金で提供する場合、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。 ・仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するのであれば、当社もこれからPSTNマイグレーション

検証項目			意見
			<p>ンを控えている中で、IPIによる電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逆に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるといのであれば、(2)のようなアンフェアな競争下において、当社はユニバーサルサービス責務を果たすことが困難となるため、ユニバーサルサービスの定義そのものを抜本的に見直す必要があります。 ・現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOABJ-IP電話サービスを低廉な料金で提供できるようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることから、ユニバーサルサービス基金制度の抜本的な見直しが必要です。 <p>(2)ネットワーク利用料の負担の公平性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOABJ-IP電話サービスを提供しようとしており、通話料を無料にしてくれることも想定されますが、当社を含むOABJ電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)について通話料で回収することを前提に事業を運営してきたところであり、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しいと考えます。 ・このように既存事業者が、現実的に採り得ない仕組みでOABJ-IP電話サービスの提供を認めることは、これまでのOABJ電話市場における競争環境を根本的に覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOABJ電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れないなどの点について、競争政策上の観点から検討が必要です。 <p>したがって、本件については、技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、十分に国民からのコンセンサスを得るとともに、競争政策の観点からも議論を尽くした上でその是非が判断されるべきであり、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべきであると考えます。</p>

検証項目			意見
	(2) 第二種 指定電気 通信設備 に関する 検証	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>情報通信行政・郵政行政審議会からの答申(平成24年11月27日)に基づき、新たに第二種指定電気通信設備規制の対象としてソフトバンク殿が追加されましたが、現時点において第二種指定電気通信設備規制の対象となる携帯事業者(以下、二種事業者という)3社間の接続料水準には格差が生じています。</p> <p>二種事業者が「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、二種ガイドラインという)を遵守することで、携帯電話接続料の水準・算定に係る適正性・透明性が確保され、接続料水準が下がっていくものと考えますが、他の二種事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている事業者については「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月27日)に示されている「双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」の考え方に基づき、少なくとも、当社からの求めに応じ、当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと思います。</p> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした二種事業者間で接続料水準に格差が生じている要因や、他の二種事業者の接続料水準と比較しつつ、事業者の設定する接続料が妥当であるかについて検証したうえで、これを公表するなど、接続料水準の透明性・適正性を確保するための必要な措置を講じていただきたいと思います。</p>

検証項目		意見
	<p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>イ 指定電気通信設備における禁止行為に規制の運用状況に関する検証</p> <p>ウ 特定事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>	<p>当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成23年11月30日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、以下のとおり措置を講じていることから、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。</p> <p>(1)すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、管理者の配置、研修の実施、点検の実施等の措置を実施。</p> <p>(2)接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。 ・接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。 ・接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。 ・当社設備部門が第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。 ・設備部門とは独立した監視部門による、他の電気通信事業者との間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。 ・設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないことの確認。 <p>等</p> <p>一方、現在NTTグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社または特定の他社のFTTH等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。</p> <p>したがって、お客様利便を向上する観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。</p>
	(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	
	(5) 機能分離の運用状況に関する検証	